

運行管理規程

制定 昭和 36 年 10 月 01 日

改定 令和 2 年 04 月 01 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、道路運送法（昭 26. 6. 1 法律第 183 号。以下「法」という。）第 23 条及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭 31. 8. 1 運輸省令 44 号。以下「運輸規則」という。）の定めるところに基づき、運行管理者及び運行管理補助者の職務、権限及び執務の基準を定め、事業用自動車（以下「自動車」という。）の安全運行の確保を図ることを目的とする。

(服務)

第 2 条 自動車の運行管理者の職務、権限および執務基準については、従業員服務規程の定めによるほか、この規程による。

(運行管理者・運行管理補助者の選任)

第 3 条 取締役社長（以下「社長」という。）は、道路運送法第 23 条及び運輸規則第 47 条の 9 の定めにより、営業所ごとに運行管理者および運行管理補助者を任命する。

(1) 運行管理者

旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する者の中から選任する。

(2) 運行管理補助者

運行管理補助者は、前号で選任されていない者または国土交通大臣が認定する講習を修了した者の中から選任する。

2 営業所ごとに選任する運行管理者の数は下表に示す数以上とし、必要に応じて補助者を選任する場合は若干名とする。

事業用自動車の数	運行管理者数
39 両まで	2 人
40 両～59 両	3 人
60 両～79 両	4 人
80 両～99 両	5 人
100 両以上	事業用自動車の数から 100 を引いた数を 30 で除して得た数（1 未満の端数切捨て）に 6 を加算して得た数

(選任届出)

第4条 運行管理者を選任したときは15日以内に当該営業所を管轄する運輸支局長に届出るものとする。また、これを変更、解任した場合も同様とする。

2 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者の業務を補助させるために運行管理補助者を選任したときは前項同様の届出を行うものとする。

(統括運行管理者)

第5条 社長は、運輸規則第47条の9の第2項の定めにより、複数の運行管理者を選任している営業所においては、第3条により選任されている運行管理者の中から所長または副所長を統括運行管理者に任命する。

(職務)

第6条 運行管理者は、次の各号に定める職務を遂行する。

(1) 統括運行管理者

運行管理業務全般の統括

(2) 運行管理者

- ① 自動車の運行管理業務
- ② 運転技術、交通法規等に関する指導および監督
- ③ 運行管理補助者に対する指導および監督

(3) 運行管理補助者

- ① 運行管理者の職務の履行補助
- ② 運行管理者不在等の場合における点呼業務。ただし、点呼を行うべき総回数の2/3を超えてはならない。

(研修)

第7条 社長は、運行管理者のサービスの状況を監督し、運行管理業務の適格な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導並びに必要なに応じてその研修を行うとともに、運輸支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者および運行管理補助者にその研修を受けさせなければならない。

2 新たに任命された運行管理者は、その任命された1年以内に実施される基礎講習又は一般講習を受講しなければならない。

第2章 運行管理者

(サービス要領)

第8条 運行管理者は、常に運行経路の状況を把握するとともに、自動車の運行および運転に関する技術知識の習得に努めなければならない。

(異例事項)

第9条 運行管理者は、その職務に関し重大または異例な事項があると認められたときは、すみやかに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(運行管理者の業務及び権限)

第10条 運行管理者は、次の運行管理業務を遂行するために必要な権限を有する。なお、その行使は第3章および第4章に定めるところによらなければならない。

- (1) 車掌を乗務させるべき自動車に車掌を乗務させること。
- (2) 異常気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。
- (3) 乗務割を作成し、これに従い運転士を乗車させること。
- (4) 休憩、睡眠または仮眠に必要な施設を適切に管理すること。また、一日の勤務を当該乗務員の所属する営業所で終了することができない運行を指示する場合は、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な場所を整備し、又は確保すること。
- (5) 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- (6) 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないと認められる者を乗務させないこと。
- (7) 運転士が長距離又は夜間の運行において疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転士を配置すること。
- (8) 乗務員が事業用自動車の運転中疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全運転の継続し又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、輸送の安全確保を最優先し、当該乗務員に対する運行計画の変更または中止の指示、その他必要な措置を講ずること。
- (9) 運転士に対し点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
- (10) 酒気帯びの有無の確認は目視で確認するほか、営業所に備えられたアルコール検知器を用いること。またアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- (11) 乗務記録を記録させ、その記録を保存すること。
- (12) 運行記録計を管理し、その記録を保存すること。
- (13) 運行記録計による記録ができない事業用自動車を運行の用に供さないこと。
- (14) 事故の内容を記録し、及びその記録を保存すること。
- (15) 貸切バスの経路を調査し当該経路の状態に適合する自動車を使用すること。

- (16) 運行指示書を作成し、かつ、これにより運転士に対し適切な指示を行い運転士に携行させ、及びその保存をすること。
- (17) 事業計画遂行に十分な数の自動車運転士を常時選任し、それ以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
- (18) 乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- (19) 運転士に対し国土交通省告示「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」（以下、「指導監督の指針告示」という。）による指導、監督及び特別な指導を行い、内容を記録し、記録を保存すること。
- (20) 運転士に適性診断を受けさせること。
- (21) 自動車内の掲示および非常信号用具を備えること。
- (22) 運行管理補助者に対する指導及び監督を行うこと
- (23) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭 31. 7. 31 政令第 256）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。
- (24) 自動車事故報告規則（昭 26. 12. 20 運輸省令第 104 号）第 5 条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事故防止対策の研究し、従業員を指導すること。
- (25) 統括運行管理者は運行管理者の業務を統括すること
- (26) 旅客等から苦情の申出を受けた場合には、その内容を記録し、保管すること
- (27) 運転に関して乗務員のサービスを監督し、技術を指導すること。
- (28) 事故により運行を中断したとき、または死傷者が生じたときは、すみやかに適切な処置を講ずること。
- (29) ドライブ・レコーダーを用いて、乗務員指導を行うこと。
- (30) 24 時間にわたって運行している場合は、運行管理者が営業所に常駐して乗務員をサポートする体制を敷くこと。
- (31) 事業用自動車の運行中、少なくとも一人の運行管理者は、異常気象または乗務員の体調変化等の発生時に速やかに運行中止等の判断、指示等を行える体制を敷くこと。

第 3 章 執務基準

（運転者の選任）

第 11 条 運行管理者は、乗務員の選任に関しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の規準を満たした者であること。
- (2) 運輸規則第 36 条に定められた次の者を選任しないこと。
 - ① 日々雇い入れられる者
 - ② 2 カ月以内の期間を定めて使用される者
 - ③ 試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受けるもの。

- (3) 新たに雇い入れられた者並びに他の種類の事業用自動車の運転者として選任されたことのある者であって当該事業用自動車の運転者として初めて選任される者にあつては、指導監督の指針告示に基づく初任運転者に対する特別な指導が終了したものでなければ選任してはならない。

(乗務不適者)

第12条 運行管理者は、点呼の際疾病、疲労、睡眠不足及び医薬品の服用並びに飲酒等の理由により異常が認められた場合、乗務員を乗務させてはならない。

- 2 運行管理者は、運転士または車掌以外の者を乗車させてはならない。ただし、見習中の運転士または車掌は、指導する運転士または車掌が同乗する場合に限り乗車させることができる。

(車掌の乗務)

第13条 運行管理者は、次のいずれかに該当する場合には、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合にはこの限りではない。

- (1) 車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車（被牽引自動車を除く。）であつて、道路運送車輛の保安基準50条の基準に適合していないものを旅客の運送用に共するとき。
- (2) 車掌を乗務させなければ道路および交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき。
- (3) 旅客の利便を著しく阻害する恐れがあるとき。

(乗務割)

第14条 運行管理者は、国土交通大臣が告示で定める基準（平成元年労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」。以下、「改善基準告示」という。）に従つて勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。なお、当該基準は繁忙期等を考慮した最低限の基準であることを理解し、乗務員の過労防止を十分考慮して乗務割を作成し、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(交替運転士の配置)

第15条 運行管理者は、運転士の疲労の程度に注意し、以下各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交替するための運転士を同乗させ、または適宜の場所に交替運転士を配置しなければならない。

- (1) 改善基準告示の基準を超えた以下のような運行をする場合

- ① 拘束時間が16時間を超える運行
 - ② 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える運行
 - ③ 連続運転時間が4時間を超える運行
- (2) 夜間運行（運行開始時刻又は運行終了時刻が午前2時から午前4時の間にある運行，又は当該時刻をまたぐ運行）を行う場合。ただし，実車運転時間が2時間以内の運行又は実車運行距離が100km未満の運行を行う場合は連続4夜を限度として交代運転士の配置基準から除外することができる。
- (3) 以下のような昼間長距離長時間運行を行う場合。
- ① 1運行（1運行とは，1日の乗務のうち，回送を含む運転を開始してから終了するまでの一連の運行をいう。ただし直前及び直後に回送のある連続1時間以上の休憩を確保する場合は休憩前後の実車運行は，昼間運行に限りそれぞれ別の運行とする。）の運転時間が運行指示書上9時間を超える場合。ただし，1週間当たり2回まで，運行指示書上10時間を超える場合とすることができる。
 - ② 1運行の実車距離が500kmを超える場合。ただし，当該実車運行区間の途中で1時間以上（分割する場合は1回連続20分以上）の休憩を確保している場合にあっては600kmを超える場合とすることができる。
 - ③ 高速道路上での実車運行時間が運行指示書上連続2時間を超える場合。
- (4) 1日（始業から起算して24時間）に2回以上運行する場合で以下のような運行となる場合。
- ① 運行指示書上の運転時間が1日9時間を超える場合。ただし，夜間ワンマン運行を行う場合を除き1週間に2回まで，これを運行指示書上10時間を超える場合とすることができる。
 - ② 1週間に2回を超えて，1日合計実車距離が600kmを超える運行を行う場合。

（点呼）

第16条 運行管理者は，次の各号に掲げる乗務員に対し点呼を行い，乗務員ごとに必要事項を点呼記録簿に記載し，就業上の措置を講じる乗務員に対しては，点呼記録簿の運転者氏名の横にマーク等を記入する。なお，点呼記録簿は1年間保存しなければならない

- (1) 仕業点呼は，乗務を開始しようとする乗務員に対し次の各号に掲げる事項について報告を求め及び確認を行い，事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル等を基に乗務判断をし，かつ，自動車の運行の安全を確保させるために必要な指示を与えなければならない。また，指示事項は乗務員に復唱させなければならない

イ 報告確認事項

- ① 日常点検の実施および状況の確認
- ② 疾病，疲労，睡眠不足，飲酒，医薬品の服用状況等の健康状態，その他の理由によ

り安全な運転をすることができないおそれの有無の確認

- ③ アルコール検知器の使用確認および検知結果による酒気帯びの有無の確認
- ④ 運転免許証の提示および確認

ロ 指示事項

- ① 当日の道路(高速含む)状況
- ② 交通事故多発地点の再確認
- ③ 道路工事等のある場合は、その箇所
- ④ 迂回運行を行う場合は、その箇所および経路
- ⑤ 運転操作、客扱いに関する注意事項
- ⑥ 運行指示書による指示
- ⑦ 交替運転士を配置した場合は、交替の地点または時刻の指示
- ⑧ その他必要と認める指示および注意事項

(2) 終業点呼は、次に掲げる事項について報告を求め及び確認を行わなければならない。

- ① 車両、道路及び運行の状況
- ② アルコール検知器の使用確認および検知結果による酒気帯びの有無
- ③ 他の運転者と交替した場合にあっては交替した運転者に対して行った、運輸規則第50条第1項第8号(乗務中の車両、道路及び運行の状況を交替運転士に通告する規定)による通告の内容

(3) 中間点呼は、運行距離が100kmを超える夜間運行(運行開始時刻又は運行終了時刻が午前2時から午前4時の間にある運行、又は当該時刻をまたぐ運行)を行う場合及び昼間運行であっても交代運転士を乗務させずに1日の運行距離が500kmを超える運行を行う場合には、運行開始から100kmを超える時点で適切な場所(高速道路上最初のサービスエリア等)において車載の無線等により中間点呼を実施し次に掲げる内容について報告を求めかつ確認をし、必要な指示を与えなければならない。なお、交替乗務員が同乗している場合は同様の報告を受けるものとする。

- ① 車両、道路及び運行の状況
- ② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

2 仕業前後の点呼は、点呼執行者と乗務員が対面で実施し、息・顔色・目の動きおよび態度等を十分に観察する。

3 運行上、対面点呼ができない場合(遠隔地で乗務が開始又は終了する場合に限る)は、電話または業務無線等で乗務員と直接対話できる方法で実施すること。また酒気帯びの有無の確認は自社の遠隔地用アルコール検知器を使用する。

4 運行管理者は点呼に使用するアルコール検知器を常時有効に保持するため、少なくとも1週間に一回以上その機能を点検しその結果を記録しなければならない。

5 第1項に定める点呼を行った場合は運転者ごとに報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない

- ① 点呼を行ったもの及び点呼を受けた運転者の氏名
- ② 点呼を受けた運転者が乗務する車両の社号
- ③ 点呼の日時
- ④ 点呼の方法
- ⑤ その他必要な事項

(乗務記録)

第17条 運行管理者は、次に掲げる事項を乗務員ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- ① 運転者名、車掌名（車掌を乗務させた場合。） および乗務した自動車の登録番号等該当自動車を識別できる記号その他の表示
- ② 乗務の開始および終了の地点および日時ならびに主な経過地および乗務した距離
- ③ 旅客が乗車した区間
- ④ 乗務を交替した場合は、引継ぎ乗務員の氏名、その地点、日時ならびに引継事項
- ⑤ 休憩または仮眠をした場合は、その地点、日時
- ⑥ 宿泊勤務の場合は宿泊した施設の名称及び位置
- ⑦ 担当車両の異常の有無
- ⑧ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第2項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故（第17条の2および第27条第1項において「事故」という。） または著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合にあってはその概要および原因
- ⑨ 仕業前点呼の際、指示した事項につき必要と認める事項

(運行記録計による記録)

第18条 運行管理者は日々の運転状況をデジタル式運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- 2 運行管理者は、記録の分析結果に基づいて運転状況の良否を判定し、注意を要する運転者に対して自らその記録を確認させるなど具体的な指導に努めなければならない。
- 3 運行管理者は、事業用自動車の瞬間速度、運行距離、運行時間および交替運転乗務をするときは、その運転状況等を把握するため、運行記録計のデータを随時確認する。自動車の運行データは運行記録計に装着したCFカードに記録し、着脱は乗務員に行わせかつ、乗務終了時においては、CFカードを事務所のリーダーライターに情報を提出させデータを保管するとともに、そのとき印刷される乗務日報を確認し乗務員指導に当らなければならない。

(事故の記録)

第19条 運行管理者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号その他当該事業用自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名
- (6) 事故の概要
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止策

(苦情処理)

第20条 旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出があった場合は、遅滞なく弁明しなければならない。

2 苦情の申出を受けた場合は、次の事項を営業所ごとに記録し、その記録を1年間保存しなければならない。

- (1) 苦情の内容
- (2) 原因究明の結果
- (3) 苦情に対する弁明の内容
- (4) 改善措置
- (5) 苦情処理を担当した者

(経路調査・運行指示)

第21条 運行管理者は、貸切バスを運行するときは主に経路における道路および交通状況を事前に調査しなければならない。

2 運行管理者は、貸切バスを運行するときは運行ごとに次の各号に掲げる事項を記録した運行指示書を作成し、適切な指示を行い運転士に携行させるとともに運行終了後、1年間保存しなければならない。

- (1) 運行の開始および終了の地点および日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路ならびに主な経由地における発車および到着の日時
- (4) 旅客が乗車する区間
- (5) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (6) 乗務員の休憩地点および休憩時間(休憩がある場合に限る。)

- (7) 乗務員の運転または業務の交替の地点（運転または業務の交替がある場合に限る。）
- (8) 営業所で勤務を終了することができなかつた場合は、睡眠に必要な施設の名称及び位置
- (9) 運送契約の相手方の氏名又は名称
- (10) その他運行の安全を確保するために必要な事項

（車内掲示）

第22条 運行管理者は、次に掲げる車内掲示を旅客の見やすいように掲示しなければならない。

- (1) 会社名
- (2) 乗務員および車掌の氏名
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 非常口の位置および開放の方法

（応急器具）

第23条 運行管理者は、次に掲げる応急器具および用具を備えなければならない。

- (1) 応急修理のために必要な予備タイヤ、ジャッキ、予備電球、ヒューズ等の器具および部品。ただし、運行の途中において故障が発生した場合にこれらの器具および部品を容易に供給することができる時、または旅客の輸送を容易に継続できる時は、この限りでない。
- (2) 赤色旗（昼間）、赤色合図灯（夜間）、三角表示版（昼夜間）、発炎筒等の信号用具

（異常気象）

第24条 運行管理者は、異常気象通報があつた場合は、次の各号による。

- (1) 状況により、次に掲げる事項について適切な指示を与える。
 - イ 応急用器具の再確認
 - ロ 車輪止め、赤色旗の確認
 - ハ 運転操作についての注意
 - (2) 運行経路を把握し必要と認めた場合は、経路変更、待避等適宜の処置をとらなければならない。
- 2 運行管理者は、前項第2号の処置をする場合は、安全統括管理者の指示を受けなければならない。ただし、その暇がないときは臨機の処置をとり、事後すみやかに安全統括管理者に報告および社長に報告する。
- 3 運行管理者は、異常気象通報の内容を所定の用紙に記録し、かつ、その記録を保管しなければならない。

(遅延の掲示)

第 25 条 運行管理者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに状況を調査し、必要に応じて関係営業所にその概要及び原因を掲示する。

(事故の場合の処置)

第 26 条 運行管理者は、天災その他の事故により運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項について適切な処置を講じなければならない。

- (1) 旅客の運送を継続すること。
- (2) 旅客を出発地まで送還すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか旅客を保護すること。

(事故による死傷者に関する処置)

第 27 号 運行管理者は、前条により旅客が死亡または負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 死傷者のいるときは速やかに応急手当その他の必要な処置を講ずること。
- (2) 死傷者または重傷者のあるときは、速やかにその旨を家族に通知すること。
- (3) 遺留品を保管すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

(旅客の生命保護)

第 28 号 運行管理者は、前条の場合旅客の身体生命に危難のあるときは、他の処置に先んじて速やかにその保護を講じなければならない。

(諸令達の遵守)

第 29 条 運行管理者は、運行管理執務にあたって第 3 章に定める執務基準のほか、関係官庁の諸令達を遵守しなければならない。

(書類の管理)

第 30 条 運行管理者は旅客自動車運輸規則第 69 条の告示で定める次の書類を管理しなければならない。

- (1) 苦情の記録
- (2) 運送引受書の写し
- (3) 損害を賠償する措置を講じていることを証する書類
- (4) 点呼の記録
- (5) 乗務記録

- (6) 運行記録計による記録
 - (7) 事故の記録
 - (8) 運行指示書
 - (9) 乗務員台帳
 - (10) 認定を受けた適性診断の実施及びその結果の記録
 - (11) 指導監督の記録
 - (12) 点検及び整備に関する記録簿
 - (13) 労働基準法第 36 条第 1 項の規定による協定の書類
 - (14) 労働基準法第 89 条の規定による就業規則
 - (15) 労働基準法第 107 条第 1 項の規定による労働者名簿
 - (16) 労働安全衛生法第 66 条の 3 の規定による健康診断の結果
- 2 運行管理者は前項に定める書類以外に次の書類を管理するものとする。
- (1) 遺失物台帳
 - (2) アルコール検知器点検記録
 - (3) その他運行管理業務に必要な書類

第 4 章 乗務員の指導監督

(乗務員台帳)

第 31 条 運行管理者は、運転士の指導監督に供するため、運転士ごとに第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を記載し、かつ第 10 号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、営業所に据え置かなければならない。

- (1) 作成番号（営業所ごとの選任順一連番号とし、重複のないよう営業所別に枝番号で区分する）および作成年月日
- (2) 事業者氏名または名称
- (3) 運転士の氏名、生年月日および住所
- (4) 雇入れの年月日および運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号および有効期限
 - ロ 運転免許証の年月日および種類
 - ハ 運転免許証に条件が付されている場合は、当該条件
- (6) 運転者の運転の経歴（大型、中型、小型の別。貸切、特定の別。）
- (7) 事故を引き起こした場合または道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要
- (8) 運転士の健康状態

(9) 第35条第2項の規定に基づく指導の実施および適性診断の受診状況

(10) 乗務員台帳の作成前6か月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、無背景の写真

- 2 運転士が転任、退職その他の理由により運転士でなくなった場合には、直ちに、当該運転士に係る前項の乗務員台帳に運転士でなくなった年月日および理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(事故防止対策)

第32条 運行管理者は、事故原因を調査し事故防止上必要な対策を樹立し、かつ、乗務員としてこれを実行させるよう指導しなければならない。

- 2 運行管理者は、自動車事故報告規則(昭26.12.20運輸省令第104号)第5条の規定に基づく事故防止対策を実施するため、運行の安全確保に関して乗務員を指導しなければならない。

(単独乗務)

第33条 運行管理者は、新規採用、配置換等により、乗務員が営業所に配属された場合または乗務を長期にわたり中断した者が復帰する場合は、運行の安全に関する技能知識を十分習得したと認められるまで、その者を自動車に単独で乗務させてはならない。

(乗務監査)

第34条 運行管理者は、随時乗務員のサービス状況を監査し社長に報告しなければならない。

(指導要領)

第35条 運行管理者は、乗務員に対し、国土交通大臣が国示(平成13年12月3日国土交通省告示第1676号)で定めるところにより、主として運行経路の状態およびこれに対処することができる運転技術ならびに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を実施し、その日時、場所および内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し3年間保管しなければならない。

- 2 運行管理者は、次に掲げる運転士に対して運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

(1) 死者または負傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号、第3号または第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者に事故を引き起こした後再度乗務する前に実施する

(2) 運転者として新たに雇い入れたものに対し運転士として選任する前に実施する

(3) 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務経

- 験を有しないものに対し当該事業用自動車の運転者として選任する前に実施する
- (4) 高齢者(65歳以上の者をいう。)に対し65歳に達した日以降1年以内(その後75歳に達するまで3年以内ごと、75歳以上は1年以内ごと。)に実施する
- 3 前項第2号の指導及び適性診断が終了した場合は、すみやかに所定の様式で本社に報告しなければならない。
- 4 運行管理者は、乗務員に対し非常信号用具、非常口、消火器の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

(再教育)

第36条 運行管理者は、乗務員に対し運転執務に関する技能知識について再教育の必要があると認められた場合は、次の各号により再教育を行わなければならない。

- (1) 指導者を付して行う。
- (2) 適性検査、運行記録計の記録分析等の資料に基づき指導する。
- 2 運行管理者は、再教育の結果について改善されているか否かを確認しなければならない。

第5章 運行管理補助者

(服務要領)

第37条 運行管理補助者は、常に運行経路の状況を把握するとともに、自動車の運行および運転に関する技術知識の習得に努めなければならない。

(権限)

第38条 運行管理補助者は、運行管理者の職務を補助するときは、第10条の(5)(6)(9)(10)(23)に定める運行管理者の権限を有する。ただし、その行使は第16条に定めるところによる。

(異例事項)

第39条 運行管理補助者は、その職務に関し、重大または異例な事項があると認められたときは速やかに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(報告事項)

第40条 運行管理補助者は、運行管理者の職務を補助して処理した事項については、必ず運行管理者に報告しなければならない。

(準用規定)

第 41 条 運行管理補助者のサービスについては本章のほか，第 3 章および第 4 章の規定を準用する。

(付則)

第 42 条 本規程は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。